



令和2年(不)第15号

申立人 大阪教育合同労働組合
被申立人 学校法人 プール学院

準 備 書 面 (3)

令和2年9月14日

大阪府労働委員会会長 殿

被申立人代理人

弁 護 士 俵 正 市

同 (担当) 小 川 洋 一



- 1 甲13号証は、令和2年3月12日に郵送している。
- 2 甲13号証の「1, 説明会での説明概要について」に記載の「別紙」とは甲12号証のことである。
- 3 第1回団交においては、甲12号証は申立人に渡していない。
- 4 事前折衝の終了時刻設定について、申立人は、終了時刻を決めずに開始し、一方が席を立て折衝が事実上中断すれば、もう一方も退出するのは当然である旨主張している。申立人が事前折衝を希望した令和2年2月17日は、被申立人の予定が空いている時間であれば応ずるとの回答をしたのである。申立人が今回主張しているように考えていたのであれば、終了時刻にも同意するのが社会の常識であろう。しかるに終了時刻に同意をせず、「席を立てたならよい」などと発言するのはまともな人間がすることではなく、一般人からすれば脅迫ととらえるのが通常であろう。

以 上

